

学校給食費無償化に関する意見書

平成17年（2005年）に食育基本法が制定されたことにより、54年ぶりに改正された学校給食法（平成21年4月1日施行）第2条に定める学校給食の目標達成にむけ、この間、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

しかし、昨今の世界的な資源、原材料費高騰による物価上昇は市民生活を圧迫しており、とくに子育て世代の家計への影響は大きく早急な対策が求められています。

また、学校給食の供給会社が給食提供を突然停止した問題や今夏の猛暑で乳牛が疲弊し、搾乳量が減少したことで給食における牛乳に代替品を使用せざるを得なくなるようなケースなど、安心・安全で持続的な学校給食の提供に大きな課題が発生している状態があります。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた憲法第26条第2項により、授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化されてきました。

学校給食についても、無償化し、家庭負担を軽減し、安心・安全で持続可能な状態を維持していくことの必要性は現在極めて高くなっています。

また、無償化により教職員による給食費の徴収・管理が不要となり、教職員の多忙化解消を推進します。

さらに義務教育の家庭の費用負担で自治体間格差が生じることは問題です。どこに住んでいても格差が生じることなく、ひとしく義務教育を受けられるようにすることは国の責任です。

以上のことから、学校教育の一環としての給食の充実と保護者負担軽減を実現するためには国の関与が必要であり、国の財政負担による学校給食無償化の迅速な実施を強く求め、意見書を提出します。

記

1. 国の財政負担による学校給食費の無償化を迅速に実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

小千谷市議会議長 上村 行雄

(提出先)

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長